



◎条例ができた背景

- 行政主導によるまちづくり
- 地方分権の流れ
 - 少子高齢化・情報化の推進
 - 多様化、高度化する住民ニーズ
 - 市民自治意識の向上など

市民と行政との協働によるまちづくり

- 地域の課題解決
- 社会的な課題解決
- 市民満足度の高いまち
- 魅力あるまち
- まちの活性化

個性豊かで活力ある地域社会の創造

活力あふれる「丸亀市」を目指し新条例策定

信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例

この条例は、市民活動と協働の促進に関する基本事項を定め、市民の力が活かせる協働のまち、個性豊かで活力あるまちの実現を図ることを目的としています。

生活課 ☎8809

- ◎協働って何？
- 市民など(市民、コミュニティ、市民団体、事業者)と市が、それぞれの責任と役割分担の下、相互に特性を尊重し、補完し合いながら、対等な立場で協力し合うことです。
- ◎条例がどうなるまで
- ☆ワークショップ…市民の意見や考え方を条例に反映させるために実施(平成十八年五月～六月の間で五回開催)
 - ☆条例策定検討委員会…ワークショップでの意見を基に、条例の素案を作成(平成十八年八月～九月の間で三回開催)
 - ☆自治推進委員会…条例の

平成十九年度 財政状況をお知らせします

財政課 ☎8803

土木費 29,660円 (30,660円) 道路・港湾などの整備に	衛生費 32,751円 (33,808円) 環境と健康を守るために	公債費 33,976円 (35,290円) 市債の返済に	総務費 42,856円 (43,071円) 行政の運営に	教育費 45,317円 (37,397円) 教育の振興のために	民生費 113,439円 (109,983円) 各種福祉事業のために
---	---	--	--	---	--

丸亀市の平成十九年度一般会計の当初予算は、前年度と比較して八億二千万円の増加となりました。では、市民一人当たりになると、一体どれくらいでしょうか、どのようになっているのでしょうか。平成十八年度一般会計当初予算と比較しながら見ていきましょう。

最も多く使われているのが民生費です。これは、児童、障害者、高齢者などの福祉のために使われる経費で、前年度と比較して一人当たり三千四百五十六円増加しています。

このほか、前年度と比較して増加しているものに教育費と消防費があります。これは、今年度の三つの重点事項の一つである「安全安心のまちづくり」とし

市民一人当たりの経費は？

〈平成19年度一般会計当初予算362億円〉

て、学校施設の耐震化や消防施設の改築を実施することに伴い、増えたものです。その他の事業は、抑制に努めた結果、すべて前年度よりも減少しています。

平成十九年度は、財政再建に向けた改革の中間の年度となります。市では、業務の見直しやこれまでの実績を踏まえて、予算編成だけでなく予算執行の段階においても支出を抑制し、財政再建、市民参画、安全安心のまちづくりなどに努めます。

また今年度から、職員の創意工夫により生み出された、予算の枠から外した事業「ゼロ予算事業」を推進していきま

す。市ホームページでは、予約による執務時間外証明書交付など主な二十九事業を公表しています。

予備費 454円 (454円) 諸支出金 0円 (363円) 合計 328,494円 (321,105円)	労働費 1,614円 (2,120円) 働く機会の確保のために	議会費 3,465円 (3,470円) 市議会の運営に	商工費 3,979円 (4,121円) 商工業の振興に	農林水産業費 6,931円 (7,943円) 農林水産業の振興のために	消防費 14,052円 (12,425円) 防災や救急活動のために
--	---	---	---	---	---

※平成19年度市民一人当たり経費は、平成19年3月31日現在の常住人口(110,200人)で計算しています。下段の数字は、平成18年度一般会計当初予算の市民一人当たり経費です。

パブリックコメント 男女共同参画室 ☎8839 「男女共同参画推進条例(仮称)」(案)

●意見募集している条例案

市では、男女共同参画のまちづくりのため、市の基本的施策などを定めた「丸亀市男女共同参画推進条例(仮称)」(案)を作成しました。条例案は、市役所本館1階案内所、市企画課男女共同参画室、綾歌・飯山市民総合センター、本島・広島市民センター、各コミュニティセンター、各図書館、各保健福祉センター、市ホームページなどでご覧になれます。

●意見の提出方法

郵送(〒763-8501 市企画課男女共同参画室)、ファクス(FAX ☎8874)、直接持参、市ホームページへの投稿などの方法で住所、氏名、意見を記入し、5月31日(休)必着で提出してください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

素案が市民参画や自治の推進にふさわしい内容かを審議(平成十八年十一月～平成十九年一月の間で三回開催)

☆パブリックコメント…市が政策などを立案するに当たって、その案を公表し、市民に意見を聞くというもので、行政の意思決定過程における公正性の確保と透明性の向上を目的に実施するもの(平成十八年十二月～平成十九年一月実施)

☆市議会三月定例会で議決…平成十九年四月一日施行

※条例の内容は、六月号で掲載

提案型協働事業募集

市内で活動する各種団体(NPO法人、ボランティア団体、地域コミュニティなど)と市との協働により、質の高い市民サービスを提供するため、活動団体の特性を活かした事業の企画案を募集します。

応募資格…市内に主たる事務所を有し、一年以上の活動実績がある活動団体

募集期限…五月三十一日(休)必着

提出書類など詳しくは、市生活課へお問い合わせください。